雇用保険受給者のみなさまへ

**再就職手当の支給要件について**

※本紙は雇用保険の申請手続き（資格決定）後の方に向けたご案内となります。「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり（関連ページ：P３０～３４）」と併せてご利用ください。

また、再就職手当は雇用保険の申請をした後、以下の①～⑧の要件を全て満たした場合に支給される手当となります。就職した方すべてに支給されるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

**再就職手当の支給要件**

1. 就職日の前日までの失業認定を受けた後の基本手当の支給残日数が、所定給付日数の３分の１以上あること。

支給残日数とは…所定給付日数（受給資格者証20欄）という、基本手当の支給限度日数から既に支給を受けた日数分を引いた残り日数になります。ただし、受給期間満了年月日（受給資格者証18欄）までの日数が支給残日数よりも少ない場合は、受給期間満了年月日までの日数が支給残日数となります。

1. １年を超えて勤務することが確実であると認められること

★１年以下の雇用期間が定められ、雇用契約更新にあたって、一定の目標達成が条件付けられ

ている場合などは、この条件に該当しません。

1. 待期満了後の就職であること

待期とは…受給資格決定日（雇用保険の申請をした日）から７日間の働いていない期間になります。そのため受給資格決定日から７日以内に仕事等をした場合、その日数分だけ待期満了も伸びることとなります。また、その期間失業していたことの認定手続きを行って、初めて待期満了となりますので、所定の認定手続きを行わなかった場合は待期満了とはなりません。

1. 自己都合離職、または懲戒解雇で離職したことにより給付制限を受けた場合は、待期満了後の１か月間についてはハローワーク等または許可・届け出のある職業紹介事業者等の紹介により就職したものであること（教育訓練等の受講で給付制限が解除された場合もこの要件に該当します）

離職理由コード（受給資格者証１２欄）が40,43,45,50,55のいずれかの方は待期満了日の翌日から１か月間の間（例：待期満了が３月３日の場合→３月４日～４月３日）にハローワーク等または許可・届け出のある職業紹介事業者等の紹介以外で就職した場合はこの要件に該当しません。

★ハローワーク等の紹介による就職とは

ハローワーク等で「紹介状」の交付を受けて、事業所に面接に行き、就職した場合のことをいいます。そのため、ハローワーク等の求人への応募であっても、ご自身で直接応募して就職した場合には、「ハローワーク等の紹介による就職」とはなりません。（職業紹介事業者等の場合も同様です。）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**→裏面に続く**

1. 離職前の事業主に引き続き雇用されたものでないこと（資本・資金・人事・取引等の状況からみて、離職前事業主と密接な関係にある事業主も含みます。）

離職前事業主とは、受給資格者証22欄に記載されている事業所となります。

また、派遣就業の場合、雇用主はあくまで派遣会社となりますので、離職前事業主と同様の派遣会社から就職されると、派遣先が異なる場合でもこの条件に該当しないこととなります。

1. 就職前３年以内の就職について、再就職手当または常用就職支度手当を受けていないこと

例：今回の就職日…令和７年４月１日の場合

　　令和４年４月１日～令和７年３月31日の間の就職について、再就職手当もしくは

常用就職支度手当を受給していた場合は、この要件に該当しないこととなります。

　 　　また、過去に再就職手当を受給したことがある場合は受給資格者証２３欄に日付が記載さ

　　　 れますので、心当たりのある方はご確認ください。ただし、雇用保険被保険者番号が複数

　　　 ある場合は、正しく記載されないケースがあります。

1. 受給資格決定日前から採用が内定していた事業主に雇用されたものでないこと
2. 雇用保険の被保険者要件を満たす条件での雇用であること

　 雇用保険の被保険者要件とは…

（１）一週間の所定労働時間が２０時間以上であること

　（２）同一の事業主の適用事業に継続して３１日以上雇用されることが見込まれること

　 の２点を満たすこととなります。

　 ★自営業を営むこととなった方は、雇用保険の被保険者とはなりませんが、別途条件を満たす

　　 ことで、再就職手当が支給される可能性があります。詳細は雇用保険給付窓口にてご確認く

　　 ださい。

**各要件の確認方法について**

前述の要件の①、③、④、⑥、（⑧）についてはハローワークのシステムで確認を行います。

その他の②、⑤、⑦、⑧については、再就職手当申請時にご提出いただく「再就職手当支給申請書」、「再就職手当支給申請に係る調査書」の事業主記載欄の内容等から確認をさせていただきます。

「再就職手当支給申請書」、「再就職手当支給申請に係る調査書」については就職が決まった際の雇用保険手続き時に該当可能性のある方にお渡しをいたします。それらを就職後に、ご自身と事業主様で必要事項を記載の上、郵送等でご提出いただきます。そのため、再就職手当が支給されるか否かは、これらの申請書類をご提出いただき、審査の上決定をさせていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

なお、就職が決まった際の雇用保険手続きについては、「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり」Ｐ29、もしくは別紙「就職が決まったときの手続きＱ＆Ａ」をご覧ください。

また、再就職手当の支給額等については同じく受給資格者のしおりのＰ30,33をご覧ください。